

令和2年度 委託包括の新設に伴う事務手続きとケアプラン作成の取り扱い

1. 包括変更に伴う事務手続きについて

令和2年2月12日に行った説明会（介護予防支援等委託包括変更に伴う引継ぎ事務について）にて以下の2点についてお伝えいたしました。

- 1) これまでは居宅介護支援事業所と直営包括との委託契約だけでしたが、令和2年度からは委託包括とも委託契約が必要になります。
- 2) 今回の包括変更に伴う事務手続きは屋部圏域及び久志（三共含む）圏域のみとなります。包括変更にかかわらず引き続きご担当いただきますようお願いいたします。

包括変更に伴う事務手続きの流れは以下の通りになります。

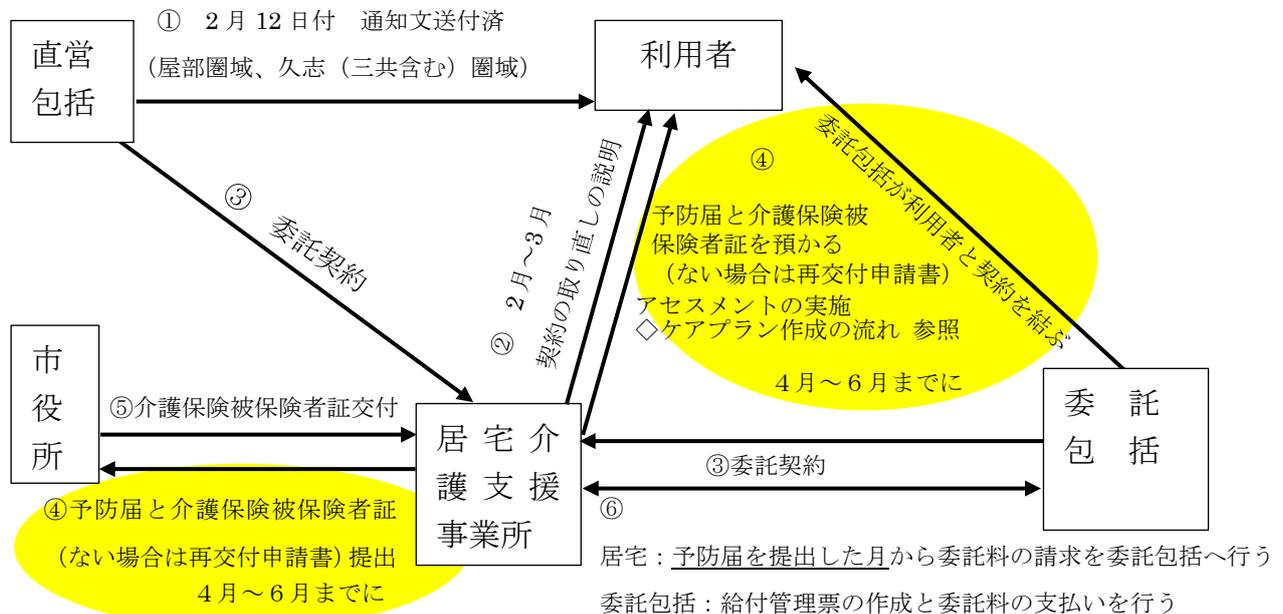
- ① 直営包括から利用者へ包括変更についての通知文を屋部圏域及び久志圏域（三共含む）の利用者に送付済（2月12日付け）
- ② 居宅から利用者へ契約の取り直しの説明（2月～3月）
- ③ 直営包括及び委託包括は居宅と委託契約を結ぶ（4月1日付）
- ④ **委託包括が利用者と契約を結ぶ**  
 アセスメントの実施（◇ケアプラン作成の流れ参照）  
 居宅は利用者から**予防届と介護保険被保険者証**（ない場合は再交付申請書）を預かり市役所へ提出  
 市役所は居宅へ**介護保険被保険者証を交付** → 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書  
4月～6月  
までに行う
- ⑤ 居宅：予防届を提出した月から委託料の請求を委託包括へ行う（実績、請求書および報告書の提出は本庁へ）  
 委託包括：給付管理票の作成と委託料の支払いを行う

※予防届を提出するまでは直営包括へ実績と委託料の請求を行い、直営包括は給付管理票の作成と委託料を支払う。

例：5月12日に予防届を提出した場合

4月分の委託料は直営包括へ請求し、5月分の委託料から委託包括へ請求する

<包括変更に伴う事務手続き事務イメージ図>



## 2. 包括変更に伴うケアプラン作成の手順

包括変更時のケアプラン作成については、居宅の委託元である包括支援センターが変更となるため、軽微な変更とはせずプラン変更として扱います。ただし、アセスメントの結果、利用者の状態やプラン内容に変更がなく、委託元変更のみである場合は、サービス担当者会議を照会に代えて実施することで差し支えありません。

### ◇ケアプラン作成の流れ

- 1) 継続利用者の状態や利用内容に変化がない場合  
(令和2年4月～6月の期間は下記の対応を可能とします)
  - ① 利用者と委託包括が契約（委託包括職員の訪問か来所にて行う）  
居宅によるアセスメント  
居宅より市役所へ予防届を提出する  
プラン原案作成
  - ② 担当者会議については、利用者・家族に説明し同意を得てサービス担当者会議の開催に代えてサービス担当者への照会を行うことでも差し支えない。また、その場合、支援経過記録に記載する。  
(記載例) 利用者の状態に変化や解決すべき課題の変化が見られず、包括の変更のみである場合、利用者・家族に説明し同意を得てサービス担当者会議の開催に代えてサービス担当者への照会を行った。
  - ③ 委託包括へ本プラン提出と捺印もらう（委託包括にてコピーを保管）
- 2) 継続利用者の状態や利用内容に変化がある場合は従来の手順で対応
  - ① 利用者と委託包括が契約（委託包括職員の訪問か来所にて行う）  
居宅によるアセスメント  
居宅より市役所へ予防届を提出する  
プラン原案作成
  - ② 委託包括へプランチェックし捺印をもらう
  - ③ 担当者会議
  - ④ 本プランのコピーを委託包括へ提出
- 3) 6か月評価の取り扱い  
上記1) および2) により、包括変更に伴い作成したケアプランは、同時期に6か月評価を迎えることになるため、今回に限り5～7か月目に評価することで差し支えないとする。

包括変更前のケアプランは終了し元の包括へ利用者に関する書類一式を返却します。

- ① 利用者基本情報
- ② 基本チェックリスト
- ③ ケアプラン原本
- ④ 評価表
- ⑤ 支援経過記録

委託包括へは新たに作成した利用者基本情報、基本チェックリスト、ケアプランのコピーを提出します。

### 3. その他留意事項

- 1) 予防届を提出した月から委託包括へ変更となります。予防届が提出されるまでは直営包括の予防届が有効です。
- 2) 暫定プランの事前相談については圏域の包括へ相談します。  
なお、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付については本庁給付係へ必要書類を提出します。

問合せ先

契約や委託料の請求に関すること

名護市 介護長寿課 高齢福祉係

電話 0980-53-1212 (内線 105)

ケアプランに関すること

名護市地域包括支援センター

電話 0980-43-0022